

令和2年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月4日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	3月4日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		住民課長	中村 和恵	子ども 課長	舘林 久美
		保険医療課長	不破 生美	介護支援 課長	後藤 雅幸
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	次長兼 消防署長	山田 靖
		総務課長	黒川 康治		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
給食センター 所長		寺本 章人			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)			
	10 番	佐 藤 茂	11 番	吉 田 正 昭

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 請願第1号 JR蟹江駅南の開発に関する請願書
- 日程第6 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 日程第7 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第4号 令和元年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第5号 令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第6号 令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 施政方針
- 日程第14 議案第7号 蟹江町表彰条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第17号 蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第18号 蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第19号 蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第20号 蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第21号 令和2年度蟹江町一般会計予算
- 日程第29 議案第22号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第30 議案第23号 令和2年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第31 議案第24号 令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第33 議案第26号 令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第27号 令和2年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第35 議案第28号 令和2年度蟹江町下水道事業会計予算
- 追加日程第36 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第37 同意第1号 蟹江町監査委員の選任について
- 追加日程第38 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第39 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第40 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。令和2年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

現在、問題となっております新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、傍聴者を含めた議場内におられます全ての方々におかれましては、十分に注意を払い行動していただきますようお願いいたします。

横江町長、政策推進室次長から、葬儀のお礼がしたい旨の申出がありましたので、順次発言を許可いたします。

○町長 横江淳一君

改めて、皆さんおはようございます。

議長にお許しをいただきました大変貴重な時間を頂きまして、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

過日、父親の葬儀、告別式の折には、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご参列をいただきましたことを感謝申し上げたいと思います。長寿社会において88歳という年がどうだったかということは、家族はいろいろ考えるところでありませけれども、非常に幸せな人生だったんじゃないのかなと、こんなことを思いながら、我々過ごしております。

今後、また皆様方にいろいろご迷惑、そしていろいろお助けをいただくことがあるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げ、大変簡単ではございますけれども、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

議長のお許しをいただきましたので、お礼を申し上げたいと思います。

過日、私の父が亡くなりました際には、遠方より議員各位にはご弔問いただきました。また、温かい励ましの言葉をいただきました。誠にありがとうございます。この場をお借りしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

皆様、冒頭にも申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。蟹江町内での感染者は、現在のところ発生していない状況とのことですが、今議会には新年度当初予算案が提案され、迅速かつ慎重な審議が求められるところであります。

ここで、暫時休憩とし、新型コロナウイルスの感染対策を踏まえた議事進行等を協議するため、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、中村英子さん、お願いいたします。

○議会運営委員長 中村英子君

ただいま議長より要請がございましたので、議会運営委員の皆さんは会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

それでは、暫時休憩といたします。

(午前9時02分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時14分)

○議長 安藤洋一君

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及び代表質問の撮影、放送許可願が提出されたので、議会傍聴規則第4条の規定により、許可いたしました。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議会運営委員会報告書及び請願第1号に関する資料が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る2月26日とただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

長い間、貴重なお時間を頂きまして、申し訳ありません。時間が議会運営委員会にかかってしまいまして、大変申し訳ありませんが、今議会の運営につきまして、慎重に審議をさせていただきます。

コロナウイルスの影響が懸念されるという中で、できるだけコンパクトに議会を運営していこうという考えの下に、今、協議をさせていただきましたので、様々な点で少し不足のことがあるかとは思いますが、皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、2月26日にも議会運営委員会第1回として開催いたしまして、続きまして本日

3月4日ですが、2回目の議会運営委員会を開催させていただきました。その両日にまたがる審議の内容につきましてご報告をさせていただきます。

1番目は、会期の決定についてであります。本日3月4日水曜日から3月12日木曜日までの9日間といたします。

2番目、議事日程についてであります。

本日9時より議案を上程し、開会を行いました。議案上程し、付託、精読、施政方針、人事案件の審議・採決、人事案件等、選挙等につきましては、備考欄にありますように選挙第1号、同意第1号と議案第1号から議案第3号ということで、人事に関するものを採決してまいります。

その後、全員協議会を開催いたしますけれども、この全員協議会とか議案の数が3月ですので大変多いわけですので、時間がかかるかと思っておりますけれども、全員協議会は午後5時に打ち切ることなく時間延長をいたしまして、本日中に全員協議会での報告を終了していきたいというふうになっております。

組合議会議員の選出がございますが、これにつきましては、午前の休憩中に総務民生常任委員会を開催いたしまして、議員の選出を行っていただきます。

5日、明日午前9時からですが、総務民生常任委員会を開催いたしまして、付託事件の審査を行います。議案第7号から議案第18号までです。続きまして、明日午後ですが、3時より防災建設常任委員会を開催いたしまして、付託事件の審査、請願第1号、議案第19号と20号を行ってまいります。午後3時からの防災建設常任委員会におきましては、町長は一部事務組合のほうに出席する必要がございますので、ここでは町長は欠席ということになります。

10日火曜日、午前9時より、予算の審議、そして、続きまして同日採決を行います。議案につきましては補正予算が議案第4号から6号までです。そして、来年度予算につきまして、議案第21号から28号までとなっております。この採決が終わりましたら、議会広報編集委員会、そしてまた、議会運営委員会を行います。いずれにしましても予算が大変重要な項目ですので、できるだけ早くということで10日の日に採決も一緒に行うということになりましたのでお願いいたします。

12日木曜日ですが、午前9時より再開いたしまして、委員長報告、そして議案審議、採決、閉会というふうに、このような日程となりました。

3番目ですけれども、請願書の取扱いについてです。

JR蟹江駅南の開発に関する請願書というのが出ておりますので、本会議に上程後、防災建設常任委員会に付託してまいります。

4番目、人事案件についてです。

1番としまして、選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」は、本日追加日程により選挙を行います。選挙の方法は、議長の名指推選といたしまして、午前の休憩中に総



務民生常任委員会を開催し、被選挙人を選出させていただきます。

2、同意第1号です。「蟹江町監査委員の選任について」、3番、議案第1号「人権擁護委員の推薦について意見を求めること」につきまして、人権擁護委員の関係につきまして、3件出ておりますけれども、以上4案件につきましては、本日追加日程により審議・採決を行ってまいります。

6番、予算審議についてです。

審議の方法につきましては、いつもどおりに先例によって行ってまいります。

1、一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたしまして、歳出は款ごとに1人3回までといたします。

2番、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までといたします。

3、予算審議の同日に、ただいまも申し上げましたとおりに採決も行ってまいります。

7番目は、行政報告についてであります。

新型コロナウイルスに関する対応につきまして、大変、今、社会問題になっておりますけれども、それにつきまして、初日の本日、この後町長より報告を行っていただきます。そして、さらにその詳細につきましては、これから行われます全員協議会の協議の冒頭に報告を行っていただくという段取りになっております。

8番、意見書等についてであります。

12月の定例会から継続審議となっておりました1番から4番までと、12月定例会以降に提出された5番及び6番の意見書の取扱いについては、代表質問終了後、議会運営委員会を開催し協議をしてまいります。

1番目といたしまして、厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書、2、福祉保育職場の大幅な増員と賃金の引き上げの実現を求める意見書、3、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書、4、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書、以上が継続審議となっておるものであります。新たなものといたしまして、5番目は、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書、6番は加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の新設を求める意見書、以上であります。

9番目ですが、公立小・中学校における喀痰吸引に必要な器具の確保処分義務付け等請求事件について、これは裁判になっているものでございますが、この件に関しましては、副町長から説明を受けまして、今後、原告の回答を待つて臨時で全員協議会等を開催していこうというお話になっておりますけれども、これは、裁判所の和解の提示ということがございますので、その進捗状況に応じまして、少し対応が変わってくるかもしれませんが、一応このような予定として上げさせていただいております。

10番目、その他です。

1番は、議会におけるマスク着用の励行についてです。できるだけ、このような状況ですので、皆さんでマスクのご協力をお願いいたしますということです。そしてまた、事務局前には、手指の消毒等を置きまして、感染予防の協力を呼びかけたりしています。また、今定例会におきましては、議場などにペットボトルや水筒等の各自の飲物を持ち込むことを許可するとしておりますのでお願いします。

2、政務活動費についてです。令和2年度の交付申請書及び前期分の請求書は、3月25日水曜日までに、そしてまた、令和元年度の収支報告書を4月17日金曜日までに議会事務局へ提出してください。

3番、議員互助会役員会及び総会の開催についてであります。これは、6月の定例会に開催いたします。それまでの間に緊急のものが生じたりした場合は、議長と議会事務局長に判断を一任してまいります。

4番目です。代表・一般質問に関する提案について、3月定例会、町長選挙年は6月定例会ですけれども、代表質問を今まで行ってきました。今回は代表質問を行わないということになりましたが、一般質問も取り入れてはどうかという提案がありましたので、6月議会におきましてもそのことを協議していこうというお話がありましたので、今後の課題といたします。

5番目ですが、その他のアといたしまして、議員と理事者、これは定年退職予定者を含むということで、例年この懇親会というのを行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症ということがございますので、今回は中止するということにいたしました。

また、イですが、タブレットの関連につきまして、業者から説明を受けるという予定がありましたが、このようなコンパクトな日程になってまいりましたので、業者の都合もございますので、まだこれは未定ということになっております。できればやっていくという取扱いになりました。また、4月初めにタブレット端末への設定作業が新たに必要となりますので、3月の定例会が終了しましたら、全議員はタブレット端末を一時事務局にお預けいただきますようお願いいたします。

ウですが、地方創生推進交付金事業を活用して製作された動画があるということでありまして、これをユーチューブか何かに発信する前に、議員に見ていただきたいというような申出がございましたので、予定をいたしましたけれども、このような日程になってまいりましたので、大変申し訳ありませんが、今回はこの鑑賞は中止をさせていただくということに決まりました。

以上、2回の議会運営委員会のご報告とさせていただきます。どうぞ皆さんの今議会へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

町長から、行政報告の……

(「議長、ちょっと申し訳ない。今の」の声あり)

○8番 黒川勝好君

議運の報告について、ちょっといいですか。

先ほど委員長から、3月の代表質問が中止になったという報告がございましたけれども、その理由が全く分かりませんので、お願いいたします。

○議会運営委員長 中村英子君

ご承知のとおり、大変コロナウイルスの影響というものが懸念をされますので、また状況に応じては、議員あるいはまた職員、またほかの状況があるかもしれませんが、感染ということになった場合を考えると、非常に議会運営というものが大変難しいという前提に立ったものと思われませんが、議会運営委員会におきましては、そのような状況ですので、できるだけ議会を早く終了するほうがいいのではないかというご意見が出て、そして、代表質問につきましても6月に延期することが妥当ではないかというご意見の中で、話がまとまったものでございます。

それでまた、不測の事態がこれから、3日から12日までにも起こる可能性もないわけではありませぬので、そういうようなこと、予期せぬことが起こった場合は、その都度相談しながら対応していこうと、そのような打ち合わせも行わせていただいたところです。

以上です。

○8番 黒川勝好君

今、委員長の言われたとおりだと思います。

ただ、今日、これが終わると、冒頭に町長のほうから今のコロナウイルスの説明があると思います。

それで、せっかくの機会なんですよ、代表質問というのは。もう今のウイルスの関係は刻々と情勢が一日一日変わってきておるわけです。そのときに、せっかくクローバーさんも、今日その代表質問は入れていただけるはずですよ。それで代表の方々の質問をきちっと伝えるのは、我々の使命だと思ふんです。それを今、3月は代表質問やめで、6月にやります。そんな軽い気持ちでは言っていないと思ふんですけれども、それで変更するというのは僕はちょっとおかしいような、もう一度皆さんに考えていただきたいなというふうに思ふんです。

こんなときですもの。我々が発信しなきゃ、町民の皆さんは状況は分かりませんよ。今日、どういってお話を町長がしていただけるか分からないですけれども、本当に刻々、日に日に状況が変わってきておるわけです。そのときに、今日の報告だけで町民の皆様が理解ができるのか。また、刻々、2日、3日後になってくればまた変わってきます。そのときに、代

表質問のときにまた質問すれば、こういうことだった、ああいうことだったといろいろと皆さん考えていただけるわけです。そういう機会をなくすというのは、僕は非常に議員として適切な対応ではないというふうに思いますが、もう一度、委員長さん、考え直しはできませんか。

○議会運営委員長 中村英子君

議会運営委員会で多数の意見が、そのように6月にしましようということになりましたので、一応決定をさせていただいたところです。

今、黒川議員がおっしゃいますように、町民の皆さんが関心と注目を持っているコロナにつきまして、本会議において質疑応答がないというようなことも、やはり問題があるというふうには思います。

それですけれども、今、議会運営委員会の総意といたしましては、6月にということに決まりましたので、緊急質問ということも形としてはできるかと思えます。議会の本会議場においてコロナについて質疑応答してもらうには、緊急質問という形もあると思えますので、それはまた日によって状況が変わりますので、今日は今日の状況、また明日は明日の状況ということかもしれませんけれども、緊急質問という形を利用していただいて、そして、当局と質疑応答をしていただき、それをテレビ中継、今日は生ではないんです。ライブではないですけれども、録画ですけれども、町民の皆さんにお知らせするというのも一つの方法かと思えます。そのようなときのために緊急質問という制度もありますので、それを利用しながら必要な質疑応答は本会議場で行っていくと。そのことがいいことだと思いますので、議長におかれましてもそのような対応で、緊急質問がありましたら受け取っていくと、質疑は本会議でやっていくと、そのようなことで対応させていただければ、議員の皆さんの発言も縮小することなく、そして、町民の皆さんにも実情を知っていただくと、そういうことになるかと思えますので、そのような取扱いでいかがでしょうか。

(「結構でございます」の声あり)

○議会運営委員長 中村英子君

緊急質問してください。

○議長 安藤洋一君

通常の事態とは違いますので。

(「暫時休憩」の声あり)

暫時休憩します。

(午前10時35分)

○議長 安藤洋一君

それでは、暫時休憩を解きます。

(午前10時35分)

○議長 安藤洋一君

まず、行政報告をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

議事を進めます。

(発言する声あり)

暫時休憩します。

(午前10時36分)

(午前10時41分)

○議長 安藤洋一君

議事を進めます。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

○町長 横江淳一君

それでは、行政報告をさせていただきます。

先ほど、議会運営委員長からもお話がありましたように、この文書の中で説明ができない部分があるというのは十分承知おきをしております。

昨日でちょうど4回目の対策本部会議を開催いたしました。その3月4日時点の新型コロナウイルスに関する対応についてということで、状況、そして対応をお話ししたいというふうに思います。

まず、現在の状況についてでありますけれども、これは皆さん十分ご存じだと思いますが、中華人民共和国の、いわゆる湖北省武漢市において、昨年12月以降に新型コロナウイルスの感染が報告をされました。国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者の発生が、報告を、今現在はされております。また、一部地域では、集団での発生が認められている状況であるのも事実であります。現時点で、海部医療圏での感染報告は受けてございません。引き続き厳重な警戒が必要だと考えてございます。

これまでの対応でございますけれども、愛知県は2月12日に、感染が疑われる人が体制の整った医療機関に確実に受診できるよう、県内保健所31か所に帰国者・接触者相談センターを、37か所の医療機関に帰国者・接触者外来を設置いたしました。当町においては、津島保健所が相談センターとしての役割を担っているところであります。また、町保健センターにおいても、新型コロナウイルス感染症についての健康相談をただいま受付をしております。

また、2月25日に、国から新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されました。これを受け、当町においても新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げました。町に関連する行事については、3月15日までの間、休みの関係がございまして、3月16日としてございますけれども、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するように各部署に指示をさせていただきました。

さらに、政府からは2月22日に、全国の小学校、中学校、高等学校、そして特別支援学校

を臨時休校するよう要請がございました。これを受け、当町では、児童の健康・安全を第一に考え、感染症拡大を防止するために、3月2日から春休みまで小・中学校を臨時休校といたしました。感染防止のため、原則家庭で過ごすことをお願いするものでございますが、共働き世帯に配慮する観点から、感染拡大に対する最大限の防止策を講じた上で、直ちに学童保育の受入れ拡大を3月2日から開始いたしましたとともに、小学校での自主登校教室を3月5日に開設することを決定いたしました。

また、昨日開催いたしました4回目の対策本部会議において、町公共施設の利用についての対応も決定をいたしましたので、後ほど全員協議会で詳しく詳細を報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、今後の取組みにつきましては、町民の皆様におかれましては、手洗いやたんエチケットなど、インフルエンザと同じ予防対策をしっかりと取っていただくとともに、37.5度C前後の発熱が4日間以上続いている場合などは、速やかに津島保健所の相談センターにご相談をいただくようお願いを申し上げます。

町といたしまして、今がまさに流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であると認識をしております。議員各位の皆様方、そして町民の皆様共々連携をし、オール蟹江町、感染拡大の防止に向けて全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長 安藤洋一君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番佐藤 茂君、11番吉田正昭君を指名いたします。

○議長 安藤洋一君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は9日間と決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条ただし書の規定により、閉会中、議長において決定

した議員派遣については、これをもって報告に代えます。

○議長 安藤洋一君

日程第4 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、選挙第1号の選挙につきましては、先ほど議会運営委員長から午前というふうにお伝えしましたが、時間の都合上、昼の休憩時間に総務民生常任委員会を会議室で開催し、組合議会議員の選挙をお願いいたします。

また、選挙がされましたら、議長までご報告をお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

日程第5 請願第1号「JR蟹江駅南の開発に関する請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、防災建設常任委員会へ付託いたします。

○議長 安藤洋一君

日程第6……

(「議長」の声あり)

○9番 中村英子君

ただいま請願の取扱いにつきまして、防災建設のほうに付託するというので、そういう手続になっておりますので、それはそれなんですけれども、これに関する資料のお願いをしたいと思う。防災建設常任委員会で審議しますので、今の資料をその日までに出示していただきたいことがありますので、お願いしたいと思いますが。

○議長 安藤洋一君

それは、事務局から用意をします。

○9番 中村英子君

今、言います。どういう資料を出してほしいか。

出されている文面からはちょっとよく状況が分かりませんので、これに、紹介議員の方にもお願いしたいんですけれども、請願に至るまでの町当局とのやり取りですけれども、どのようなやり取りが事前に町の当局とあったかどうかということで、このやり取りについて、

時系列で簡単でいいんですけども、日にちがなくなりましたので、以前は10日に審議ということになっていましたけれども、明日ということになりましたのでちょっと時間的に難しいと思いますけれども、町の当局とのやり取りの経過そのものを時系列で箇条書でいいですのでお願いして、そして、町からどのような回答があったのか、なかったのかということも資料としてお願いしたいと思いますし、そしてまた、公園を造ってほしいというものなんですけれども、これがどのような規模で、どんな位置に、どういうものかというのはよく分かりませんので、できれば平面図等でそれを示していただく資料、これをお願いしたいと思います。これは請願の紹介議員にお願いをしたいと思います。

そして、町のほうには、ちょっとお願いしますが、以前もこの広場につきまして、設計図と、ずっと前にどういう形にするかということで出されていますが、今、本年度は1億何千万円かで土地を買ったりとか、基本設計を委託したりという予定になっていますが、これの整備計画案というものがあると思いますので、それを常任委員会までにご提出をいただきたい。

以上、それぞれですけれども、これをお願いして、審議の資料とさせていただきたいと思いますので、関係の皆さんにはお願いいたします。

以上です。

○議長 安藤洋一君

では、その関係の方、資料をよろしく願いいたします。

○議長 安藤洋一君

日程第6 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、今回の案件に関しまして、私からもご推薦を申し上げたいというふうに思います。

ここにプロフィールを書いておりますが、西尾重義さん、昭和26年のお生まれ、68歳でございます。蟹江小学校、蟹江中学校、地元の学校を卒業され、東京で民間会社にお勤めということをお願いしております。ファイナンシャルプランナーの資格を有しておみえでありましたし、実際、法的なスキルアップのために改めて大学院に通われて、法学の修士課程を卒業されたという努力人の方であるというふうに聞いてございます。

本来お住まいの今村地区においても、監査役を6年以上歴任されたということと、一時舟入地区にもお住まいでございまして、地元の消防団員としてもご活躍をされておったということをお願いいたします。



人格、識見も大変高い方であります。人望も高い方でございますので、ぜひともご推薦申し上げますので、よろしく願いいたしたいと思ひます。

以上です。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第1号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第7 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦をさせていただきたいと思ひます。

今、プロフィールをご説明いただきました。人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受けて、今現在ご活躍をいただいているわけでありますけれども、ほかに平成21年4月から25年3月まで舟入小学校の校長先生、そして現在は再任用という形ではございますけれども、大治西小学校の教壇に立たれております。本町においては、先ほどもご説明がありました社会教育委員の副委員長としても大変ご尽力をいただいております。

人格、識見も大変高い方でございますし、人望も厚うございます。適任者であると考えてございますので、ぜひともよろしく願いいたしたいと思ひます。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第8 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

略歴にも書いてございますように、遠山茂和さん、大学卒業後、小・中学校の教諭として教育に携わられておみえになります。宝小学校では校長先生としてご尽力いただいております。退職後の現在は、佐屋小学校で新任教師の指導役として、今現在再任用でご活躍をされております。歩くことが趣味で、体力には自信があるようであります。これからの仕事に重要な経験を豊富にお持ちである方だというふうに思っております。

人格、識見も非常に高く、人望も大変厚いことから、適任者だというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第9 議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

兵頭早百合さんは4人のお子さんのお母さんでありまして、第1子の小学校入学の昭和60

年から長きにわたりまして、第4子のお子さんが中学校を卒業されるまでの間、PTA活動を特に力を入れて活躍をされた方であります。その後、婦人会等々で活躍をされて、退任後も独居老人の訪問等、ボランティア活動に大変お力をいただいております。

人格、見識も高く、人望も大変厚い方でございます。ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第10 議案第4号「令和元年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第11 議案第5号「令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第12 議案第6号「令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は精読とされました。

○議長 安藤洋一君

日程第13 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申入れがありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

施政方針。

本日ここに、令和2年第1回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出をさせていただきます議案の説明に先立ちまして、令和2年度の町政運営に対する私の基本的な考え方と主要施策について申し述べさせていただきます。

私が担当させていただきます4期目の町政は、残すところあと1年となりました。御代が

わりをして令和の時代が幕を開け、はや1年がたとうとしております。世の中の変化はますますその速度を増し、私たちが常識と生きてきた日常の価値観にも大きな変化が起きております。これまでの情報社会に続く新たな社会となる「Society5.0」が標榜される中で、AI（人工知能）、RPA（ソフトウェア型ロボットによる業務の自動化）、IoT（モノのインターネット化）、ビッグデータなどの先端技術の活用がどんどん進んでおります。その目的は、避けられない少子化、高齢化社会にあっても、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる社会を実現することです。

このような時代背景において、令和元年度は町制施行130年を迎え、様々な取組みを通じて町民の皆様とその喜びを分かち合うこととともに、この先の140年、150年とさらなる未来を目指して邁進していくためのエネルギーも得られた気がしております。そして、これからの地方自治体に求められる役割は、新しい時代にふさわしい行政サービスの実現を図ることと捉えております。そのためにも、町の歴史、文化、伝統を大切にしながら、町民の皆様の営みをしっかり前へ進めてまいります。

議員の皆様方にはご理解とご協力をお願いいたしますとともに、令和2年度の予算案を始め、関係諸議案のご審議をお願い申し上げるところであります。

まず初めに、令和2年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、前年度比11.2%増の119億2,227万7,000円、特別会計につきましては、計5会計で前年度比4.2%減の73億3,363万4,000円、企業会計につきましては、計2会計で前年度比15.6%増の26億6,608万4,000円、総額219億2,199万5,000円の予算を編成いたしました。

それでは、令和2年度の主な施策について、第4次蟹江町総合計画の基本計画に掲げる5つの枠組みに沿ってご説明を申し上げたいと思います。

まず、第1章「心身ともに健やかに支え合って暮らせるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、健康づくり事業につきましては、骨髄提供者助成事業を開始いたします。国内では骨髄バンク事業が実施されておりますが、一人でも多くの患者さんを救うには、多くのドナー登録が必要とされております。しかし、骨髄等の提供には様々な負担もあり、実際に移植が行われるまでのコーディネートはなかなか進まない状況でございます。そこで、骨髄等を提供するドナーとドナーを雇用する事業者に対して、ドナーの通院、入院等に要する日数に応じた助成金を交付することで、双方の経済的負担を軽減するとともに、ドナー登録と骨髄等の移植を推進してまいります。

2、疾病予防事業につきましては、ロタウイルスワクチンの定期接種化に向けて接種体制を構築いたします。国は、乳幼児が激しい嘔吐や下痢を繰り返すロタウイルス胃腸炎のワクチンを、令和2年10月から定期接種の対象とすることと決定をいたしました。そのために、

接種対象となる令和2年8月以降に生まれる0歳児に係る保護者に対して適切な通知を行うとともに、医療機関との調整を図ってまいります。

3、子育てを支える社会づくり事業につきましては、「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に開設いたします。妊産婦、乳幼児等へは母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援を実施しておりますが、関係機関同士の十分な情報共有や連携が大変難しく、制度や機関により支援が分断されてしまうことが懸念されておりました。

そこで、関係情報を継続的にかつ包括的に把握するとともに、保健師、そして助産師等の専門員が、各種支援施策の円滑な利用を促進することで、妊婦、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を提供し、妊産婦、乳幼児等に係る生活の質の改善と向上を図ってまいります。

また、スマートフォン向けに「子育て応援アプリ」を新たに導入いたします。これにより、予防接種のスケジュール管理、乳幼児健診の案内、医療機関、保育所、児童館、子育て支援センター等の母子保健と子育て支援に係る情報を、一人ひとりの状況に応じて適時に分かりやすく提供してまいります。

さらに、「妊産婦のタクシー料金の助成」を行うことによって、妊産婦の移動に係る様々な負担を軽減し、健やかな出産と子育てを応援してまいります。

4、保育サービスの充実事業につきましては、蟹江西子育て支援センターの開館日を増やします。多世代交流施設泉人（せんと）の中に開設をいたしましたこの支援センターは、NPO団体と連携をし、運営することで、充実をしたサービスを提供し、多くの方に今現在ご利用いただいております。そこで、現行の週3日の開館から、土曜日を含めて週5日の開館とし、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

5、高齢者福祉事業につきましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定いたします。高齢者の保健、医療及び福祉に係る施策を全般的に定めるとともに、令和2年に予定をされています介護保険法の改正に基づく制度改正を適正に実施しながら、当町の介護保険制度の維持と継続的運用に努めてまいりたいと思います。

また、高齢者人口が増加し、要介護認定者や認知症高齢者も増加する中で、高齢者の方々に住み慣れた地域で在宅生活をしていただくために、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供いたします地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

6、障がい者福祉事業につきましては、「障がい者計画」を更新するとともに、「第6期障害福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を策定いたします。障がいのある方が自立をして社会生活を営むことのできるよう、また、障がいのある児童が身近な地域で支援を受けることができるように、障がい福祉サービス等に係る提供体制の強化を図ってまいります。

また、障がいのある方が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を促すために、各種相

談支援事務所と連携をし、きめ細かな支援に取り組んでまいりたいと思います。

7、地域福祉事業につきましては、「海部南部権利擁護センター」を弥富市及び飛島村と連携をし、開設をいたします。認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分でなくなり、ご自身で財産管理や日常生活における適切な判断が難しくなっている方が成年後見制度を有効活用できるようにするとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、分野を越えた専門職や機関との連携を図りながら、支援体制を構築してまいります。

次に、第2章「次代につなぐ教育と生涯学習のまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、国が表明をした「GIGAスクール構想」の実現に向けて、町立小中学校における高速大容量の校内通信ネットワークと、1人1台端末を基本的に一体的に整備をしてまいります。校内LANの環境、電源キャビネット等を整備するとともに、1人1台のタブレット端末を配備することで、新学習指導要領に係るプログラミング教室や、全国学力・学習状況調査に係る新たな調査方法にも対応していきます。児童・生徒が自らの特性を生かして個別最適化された学習に取り組めるよう、国の補助制度を最大限に活用し、有意義な学校ICT利活用環境の整備を進めてまいります。

2、生涯学習の推進事業につきましては、「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んでまいります。地域で育まれてきた文化遺産は、当町の歴史や文化を知る上で欠かせないものであり、一たび失われてしまうと再生することが難しい貴重な財産でございます。そこで、災害時による文化財の消失や散逸を防ぐとともに、文化財を受け継ぎ、教育、観光振興等に活用していくための計画づくりに着手いたします。また、地域に眠る様々な文化財の掘り起こしにも取り組んでまいります。

さらに、学芸員の専門的な知識を活かした特別展を行うなど、充実した歴史民俗資料館事業を展開していくとともに、観光交流センター等の関連機関と連携し、「歴史・文化のまち」としての情報を広く発信してまいります。

3、図書館事業につきましては、子ども読書活動推進計画に基づき、町立小中学校との連携を強化してまいります。そのため、学校図書室のシステム化に向けて学校図書の整理に取り組んでまいります。

また、図書館の屋上外壁改修の設計を行うとともに、建物の外壁タイルを全面点検し、経年劣化が見られる箇所を把握し、早期に対応していくことで、施設の長寿命化を図ってまいります。

4、青少年健全育成推進事業につきましては、中学生沖縄県読谷村交流事業を実施いたします。読谷村の中学生との交流を通じ、お互いの学校生活の違いを体験するとともに、民泊体験等を通じて歴史、文化、平和についての深い学びを促してまいります。また、事後報告会の開催等により、他の生徒や町民の皆さんとの情報共有を図るとともに、一連のプログラ

ムに取り組む中で、学年を越えた仲間づくりを図ってまいります。

次に、第3章「豊かな環境と安全がもたらす持続可能なまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、ごみの適切な処理に係る事業につきましては、スマートフォン向けに「ごみ分別アプリ」を新たに導入いたします。これにより、ごみの収集日をお知らせしたり、分別や出し方を手軽に検索できるなど、若年層やごみ出しに不慣れな外国人の方にも多言語で効果的に情報提供してまいります。

2、上水道事業につきましては、配水施設の老朽化対策として5号配水ポンプを更新してまいります。また、配水池の防水塗装を計画的に行うとともに、基幹管路及び重要施設管路の耐震化を促進してまいります。

3、下水道事業につきましては、近鉄富吉駅北周辺を区域とする富吉北処理分区の整備に着手してまいります。また、学戸新田処理分区において、西尾張中央道を横断する管渠整備など、管渠の延長工事を施工してまいります。

4、消防・救急事業につきましては、35メートルはしご付消防自動車のオーバーホールを実施します。消防車両の安全性と確実性を維持することで、町の安全と安心を促進してまいります。

また、常に救急救命士が出動できる体制を維持するとともに、高度な医療行為ができる救命士を養成し、年々増加する救急需要に対応してまいります。

5、防災・危機管理対策事業につきましては、役場における危機管理担当課の安心安全課と災害対策機器を庁舎の2階へ移転いたします。近年の大規模災害を教訓とし、災害対応の拠点となる役場機能の維持・向上を図るとともに、災害に強い組織づくりに取り組んでまいります。

また、局地的な集中豪雨や冠水への対策として、各排水路の整備に取り組むとともに、今排水機場の機械設備を整備し、観音寺排水機場、大海用排水機場、大膳排水機場の更新を進めてまいります。

さらに、指定避難所に車椅子、簡易スロープ等の運営用資機材を整備するとともに、小学校区単位での避難訓練及び避難所運営訓練を推進するとともに、改訂をしたハザードマップを活用して、各地域で行われます防災学習会への出前講座も実施をいたします。これらの訓練、学習会を通じて、自主防災組織の運営や取組みを支援し、地域防災力の強化を図ってまいります。

6、交通安全対策事業につきましては、住民の交通安全意識を高めるために、より一層の啓発に取り組めます。2019年の交通事故死亡者は、県下では17年ぶりに全国ワーストワンを脱却し、町内においてはゼロ人でした。引き続きこれを維持できるよう、子どもとともに高齢者の安全な通行の確保を重点項目とし、関係機関との連携を図りながら、交通安



全を推進してまいります。

次に、第4章「誰もが元気に楽しく住みつづけたくなるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、駐輪場対策事業につきましては、J R蟹江駅の自転車駐輪場を整備するため、需要予測調査を実施いたします。新しい駅等の供用開始を見据えて、整然とした利便性の高い駐輪環境の整備計画づくりに取り組んでまいります。

2、公共交通関連事業につきましては、施工中のJ R蟹江駅の自由通路新設及び橋上駅舎化事業が完了いたします。令和3年1月の供用開始に向けて、残りの工事を完全に施工し、無事に竣工を迎えられるよう努めてまいります。

また、都市計画道路弥富名古屋線からJ R蟹江駅へのアクセス道路となる「都市計画道路南駅前線」を整備するための調査にも着手をしております。

3、市街地整備事業につきましては、近鉄富吉駅南の市街化調整区域における基盤整備に取り組むために、市街化編入や土地区画整理組合設立の認可に向けて地権者等の合意形成を図りながら、関係機関との最終調整を進めてまいります。

4、住環境対策事業につきましては、協定を締結した公益財団法人愛知県宅地建物取引業協会と連携を図りながら、空き家等の管理の適正化や活用等について各種の対策を推進してまいります。

5、景観形成事業につきましては、蟹江川の須成地区における親水護岸整備等に着手いたします。国土交通省に登録をされました蟹江川かわまちづくり計画に基づき、河川管理者であります愛知県と連携を図りながら、5年間で護岸と周辺の整備に取り組み、観光振興にもつなげてまいります。

6、農業の振興事業につきましては、県営特定農業用管水路特別対策事業光西地区に係る農業用管水路を更新いたします。各種の土地改良事業を推進するとともに、農業生産基盤の整備と優良農地の保全に努めてまいります。

7、観光振興事業につきましては、新たな地方創生推進交付金を活用し、「地域振興の発展に向けた観光・産業人材育成プロジェクト」に取り組めます。従来の「点で集客するイベント型の観光」から「面で誘客する周遊型の感幸」を推進することで、事業効果を町の産業全体に波及させてまいります。その一つとして、町の周遊手段となるレンタサイクルやサイクルポートの効果的な設置に向けて導入調査を実施いたします。また、事業者との連携により、体験型プログラムを考案して事業の担い手を育成するとともに、将来的には町の観光事業を全般で担うことのできる人材育成にも取り組んでまいります。これらを通じて来訪者の行き先と町内に滞在する時間を増やし、観光・産業の振興を図ってまいりたいと思っております。

令和元年度に設立をいたしました「かにえフィルムコミッション」では、映像等の制作活

動を誘致してロケーション撮影の支援を積極的に行うとともに、完成作品をPRすることでロケ地としての誘客を図り、観光振興や地域活性化につなげてまいります。

さらに、長年の課題となっておりました観光協会の独立については、事務局を役場から観光交流センターへ移し、町の観光振興拠点として活発な事業展開ができるよう連携してまいりたいと考えております。

次に、第5章「町民・行政の協働と効率的な行政運営によるまちづくり」では、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、協働の推進事業につきましては、協働地域づくり支援事業を通じて各種団体の地域課題の解決に向けた取組みを推進いたします。過去の事業実施団体についても、異なる課題に取り組む場合には応募対象とし、採択に向けて実効性の高い事業の立案を促すとともに、事業が円滑に進むよう関係各課との連携を図ってまいります。

2、地域組織・住民活動支援事業につきましては、小学校区や町内会におけるまちづくり推進事業交付金を活用した各種の取組みをより一層推進いたします。各地域の事業が活発化していることから、全体予算を増額して郷土への愛着が深まる事業の継続・継承を応援してまいりたいと思います。

3、多文化共生事業につきましては、国際交流事業を推進いたします。令和2年度はアメリカ合衆国イリノイ州マリオン市と姉妹都市提携を締結して10周年に当たります。マリオン市から派遣団受入れ事業と当町の中学生海外派遣交流事業を実施し、10年間の交流を続けてきた喜びを双方住民が分かち合える機会を創出するとともに、両自治体の交流関係をより一層高めながら、未来の当町を担う国際性豊かな人材の育成に取り組んでまいりたいと思います。

4、行政改革の推進につきましては、「公共施設個別施設計画」を策定いたします。公共施設等総合管理計画に基づき把握・整理をした各施設の老朽化状況の課題を踏まえて、必要経費の縮減や施設環境の確保を図るとともに、長寿命化を推進して、公共施設の効率的かつ効果的な更新、改修、維持管理に努めてまいります。

以上、令和2年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

そして、ほかの重要事業といたしましては、長期的なまちづくりの基本理念や方針を示す「第5次総合計画」を策定いたします。地域や住民生活に係る課題は多様化、そして複雑化をしており、行政の果たすべき役割は従来にも増して大きくなることが予想されております。そこで、計画的かつ持続的にまちづくりを進めるために、町民の皆様のご意見も取り入れながら、基本構想と基本計画を策定してまいります。

また、「都市計画マスタープラン」と「緑の基本計画」につきましても、現在取り組んでいる検討を進めるとともに、総合計画との整合性を図りながら、時代に合った新たな都市計画等の方針を示し、改定をしてまいります。

最後に、歴史、文化、伝統が息づく「かにえの宝」を磨き続け、まちへの愛情と愛着、誇りをより一層向上させていただくとともに、町制施行130年の節目を越えたさらなる未来を、町民の皆様とともに描きながら着実に進んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位の理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、令和2年度の施政方針とさせていただきます。ありがとうございます。

(町長降壇)

○議長 安藤洋一君

これで施政方針が終わりました。

ここで暫時休憩します。

午後1時から再開します。

(午前11時58分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 安藤洋一君

日程第14 議案第7号「蟹江町表彰条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第15 議案第8号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第16 議案第9号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第17 議案第10号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第18 議案第11号「蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第19 議案第12号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第20 議案第13号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第21 議案第14号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第22 議案第15号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第23 議案第16号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第24 議案第17号「蟹江町指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第25 議案第18号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 黒川静一君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。



○議長 安藤洋一君

日程第26 議案第19号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第27 議案第20号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第28 議案第21号「令和2年度蟹江町一般会計予算」から日程第35 議案第28号「令

和2年度蟹江町下水道事業会計予算」までを一括議題といたします。

順次提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、ご提案を申し上げます。

お配りしてあります予算書の1ページをお開きください。

それでは、議案第21号 令和2年度蟹江町一般会計予算。

令和2年度蟹江町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119億2,227万7,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

歳出予算の流用。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年3月4日提出。

蟹江町長 横江淳一。

次の2ページから5ページまでは、後ほど予算関係資料に基づきご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

第3表地方債でございます。

令和2年度は、合計3件の地方債を予定しております。

主なものとしたしましては、臨時財政対策債4億円、現在整備中で令和2年度に完成を予定しておりますJR蟹江駅自由通路の整備事業に9億3,020万円などで、総額13億6,900万円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還方法については、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、当初予算の概要について、お配りしてあります令和2年度の予算関係資料に基づいてご説明を申し上げます。

予算関係資料の4ページ、5ページ、令和2年度の一般会計予算額一覧表をごらんくださ

い。

まず、左側ページの歳入予算でございます。一番下、歳入総額119億2,227万7,000円で、昨年度と比較いたしますと11.2%の増であります。この歳入のうち、主なものについてご説明を申し上げます。

まず、第1款の町税でございます。構成比44.1%、全収入の約半分を占めるわけですが、1項の町民税から5項の入湯税まで5つの税目で構成されております。

1項の町民税で2,900万円の増収を見込み、町税全体で総額52億6,470万1,000円を計上いたしました。これを前年度と比較すると、3,271万1,000円の増額となります。

次に、2款地方譲与税、総額9,590万円、次に、飛んで6款の法人事業税交付金2,300万円でございます。これは、令和2年度から新たに創設される交付金でございます。

次に、11款の地方交付税でございます。予算額5億6,000万円、地方財政計画に基づき1億1,000万円の増額を見込みました。

次に、13款分担金及び負担金でございます。総額3億603万4,000円、主な負担金といたしましては、保育料は無償化になりましたが、保育所を利用しているゼロ、1、2歳児の保護者の皆様から頂く保育所運営費保護者負担金、あとは学童保育の保護者負担金、小・中学校の給食費等の保護者負担金などで構成をされています。

次に、14款使用料及び手数料でございます。総額としましては、9,681万3,000円、主なものとしては、火葬場の使用料、道路占用料、公民館や体育館など公共施設の使用料の収入、あとは住民票や戸籍関係の手数料、ごみ処理に係る手数料などの収入を見込んでおります。

次に、15款国庫支出金でございます。総額12億2,224万1,000円、1項の国庫負担金9億1,959万4,000円のうちで主なものは、民生費の児童手当負担金4億328万円、障がいを持ったお方の自立を助けるための障害者自立支援給付費等負担金の2億3,258万8,000円などが主な内容でございます。

次に、同じく国庫支出金の2項の国庫補助金、総額2億9,450万3,000円、主なものとしたしましては、土木費において、JRの橋上駅舎化に伴う自由通路等整備事業の国庫補助金1億6,010万円でございます。

次に、16款の県支出金でございます。総額6億5,937万5,000円、主なものとしたしましては、県負担金として民生費の児童手当負担金8,696万円、障害者自立支援給付費県負担金1億1,629万4,000円、補助金としては、子ども医療支給費補助金の4,441万6,000円の県収入を見込んでおるところでございます。

次に、17款の財産収入でございます。収入見込額1,116万7,000円、主なものは、土地建物の貸付収入等でございます。

次に、19款繰入金でございます。2年度の繰入金総額は11億5,185万4,000円、内容としては、財政調整基金、これは、年間を通じて一般会計の資金のやりくりを行う基金でございます。

すが、財政調整基金として5億2,000万円、それと、下水道整備事業費に下水道整備基金から4億円の繰入れを予定しているところでございます。

次に、20款繰越金9,782万2,000円、令和元年度の繰越金見込みでございます。

次に、21款の諸収入、1億6,135万6,000円、地方税の滞納にかかる延滞金、商工業の振興資金貸付けのための預託金の元金などを見込んでおります。

最後になりますが、町債、総額13億6,900万円、先ほどご提案のときにご説明申し上げましたように、臨時財政対策債として4億円、JRの自由通路整備事業費用に9億3,020万円など、計3件の借入れを予定しているところでございます。

以上が歳入予算の概要でございます。

次に、右側5ページであります。

歳出予算についてご説明を申し上げます。

構成といたしましては、1款の議会費から11款の予備費まで款別に記載しておりますが、総額は119億2,227万7,000円、前年度11.2%の増額であります。この歳出の主なものについて、増減とその要因についてご説明を申し上げます。

まず、2款の総務費であります。全体では13億2,841万8,000円、元年度と比較いたしますと3,940万4,000円の増額となります。主な内容といたしましては、5項の統計調査費において1,787万8,000円、昨年度と比較すると1,500万円ほどの増額となっておりますが、これは、来年が5年に一度の国勢調査、これが実施されるために、その調査費用が計上されたことによるものであります。

次に、3款の民生費であります。民生費総額42億166万7,000円で、これを昨年度と比較いたしますと1億7,168万8,000円の増額となっております。その主な要因といたしましては、1項の社会福祉費において、年々増加する扶助費の介護給付費負担金、障害児施設措置費負担金の増によるものであります。また、2項の児童福祉費の中には、平成30年度に開設をいたしました蟹江西子育て支援センター、これは、温泉施設の「泉人（せんと）」の1階にある施設でございますが、この支援センターの開設日を増やしまして、子育て世代のニーズに対応する費用も計上いたしております。

次に、4款衛生費であります。9億8,297万2,000円、主な内容は、保健センターが行う各種の保健事業や予防接種事業、あとはごみ処理対策費などでございます。1項の保健衛生費においては、新たな施策として健康づくりの事業の一環として、先ほど町長の施政方針にもありましたように、白血病に苦しむ人に対し治療効果が期待できる骨髄移植の提供者、いわゆるドナーとその事業者に対し助成する費用も計上しております。また、同じく子育てを支える世代の応援として、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を提供する、保健センターに開設する子育て世代包括支援センターの設置や、予防接種のスケジュール管理等々ができるスマートフォン向けの子育て応援アプリの導入費用もこの中に含まれておりま

す。さらに、妊産婦の移動に係る様々なご負担を軽くするため、タクシー利用料金の助成費用もこのところのところに上げさせていただきました。

次に、5款農林水産業費、予算額1億9,707万円、前年度と比較いたしますと6,500万円ほどの増でございます。増の主な要因といたしましては、主に土地改良関連事業負担金の増でございますが、河川管理者の愛知県と連携いたしまして、蟹江川上流の天王橋付近から始まります「かわまちづくり事業」、この事業の新規予算の計上によるものも中にはございます。

次に、6款商工費でございます。総額2億873万6,000円、これを前年度と比較いたしますと800万円の増額となります。主なものは、蟹江町商工会への補助金、昨年引き続き観光交流センター祭人（さいと）を拠点とする新たな国の地方創生推進交付金を活用した観光産業振興プロジェクトの関連経費などがございます。

次に、7款の土木費であります。総額で22億8,784万円、前年度と比較をいたしますと6億7,317万8,000円の大幅な増額となっております。この要因といたしましては、4項の都市計画費において、現在工事中のJR蟹江駅橋上駅舎化に伴う自由通路整備事業でございます。この事業もいよいよ完成が近くなっておりまして、来年1月の供用開始に向け進めておるところでございますが、その費用として12億434万3,000円を計上させていただいたことによるものであります。また、近鉄富吉駅南の地区において、組合施行の土地区画整理事業を予定しておりますが、その市街化区域編入の費用や組合設立の認可に向けての準備費用も計上させていただいております。

次に、8款消防費であります。総額で5億3,159万9,000円、これを昨年度と比較すると1,022万8,000円の増となります。この中には、消防体制の安全と確実性を維持するために、35メートル級のはしご車を町が所有しておりますが、そのオーバーホール費用として3,450万円を計上させていただきました。

次に、9款教育費であります。教育費総額で13億731万2,000円、これを昨年度と比較いたしますと1億7,440万4,000円の増額となります。主な内容としてありますのが、先ほど話があった国が示しました「GIGAスクール構想」、この関連経費がでございます。このGIGAスクール構想とは、国が令和元年度予算で、これからの時代に備えるため、義務教育課程の小・中学校全生徒に1人1台のタブレットを配置する計画であります。蟹江町としてもこの計画に基づき、今議会の補正予算で繰越明許をお願いするところでありまして、まず、校内LAN整備と電源キャビネットの基盤整備費用を、そして、この2年度当初予算には機器の整備費用を計上させていただきました。また、文化財関連では、蟹江町には須成祭を始め多くの文化財が各地域にあります。それぞれ地域の特徴ある文化財をリストアップし、これから文化財をどのように保存し、活用していくかを見極めるための「文化財保存計画」を作成する費用も新たに計上させていただいております。

次に、10款公債費であります。総額7億4,504万9,000円、地方債で借り入れた借入金の元

金及び利子の償還費でございます。

最後に、11款、予備費800万円、昨年度と同様額でございます。

以上が令和2年度一般会計当初予算の歳出の概要でございます。

また、予算関係資料の19ページ以降には、令和2年度の一般会計主要事業一覧表として、第4次の蟹江町総合計画の分野別に事業を記載させていただきました。また、同じく56ページ以降には、蟹江町のまち・ひと・しごと創生事業一覧表を記載させていただきました。これにつきましては、平成28年度に策定した総合戦略に基づき、令和2年度に事業を予定している事業を分野別に記載しております。どちらも事業の名称、主管課、予算額など詳細に記載してありますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、令和2年度一般会計当初予算、ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ご提案申し上げます。

予算書の267ページをお願いいたします。

議案第22号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

令和2年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億6,509万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年3月4日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、別とじの「令和2年度民生部特別会計予算説明資料」にて説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は、1目一般被保険者国民健康保険税と2目退職被保険者等国民健康保険税、合わせて予算額が7億4,984万3,000円、前年度と比較いたしますと6,811万円の減額となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料と2目事務手数料は、1万1,000円でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、250万8,000円でございます。

4款県支出金は、1項県補助金、1目保険給付費等交付金で23億9,432万6,000円と、2項1目財政安定化基金交付金1,000円の頭出し予算と合わせて23億9,432万7,000円で、1億7,617万9,000円の減額でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金2,000円は、国民健康保険支払準備基金預金利子でございます。

6款繰入金でございますが、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金が1億8,257万円、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金8,000万円、合わせまして繰入金の合計が2億6,257万円でございます。前年度と比較いたしますと6,909万2,000円の増額となっております。

7款繰越金、1項1目繰越金は3,849万7,000円でございます。

8款諸収入でございますが、1項延滞金及び過料、1目延滞金が1,300万円、2項1目預金利子が1,000円、3項貸付金元利収入、1目出産費資金貸付金元利収入が33万6,000円、4項雑入は1目滞納処分費から4目雑入まで、合わせまして400万3,000円、諸収入の合計が1,734万円となっております。

歳入合計は34億6,509万8,000円、前年度と比較いたしますと1億4,172万1,000円、3.93%の減額となっております。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、そのうち1目一般管理費から2目連合会負担金まで3,346万5,000円、2項1目運営協議会費が36万3,000円、合計が3,382万8,000円、前年度対比507万円の増額でございます。

2款の保険給付費、1項療養諸費は、1目一般被保険者療養給付費から5目の審査支払手数料まで、合わせまして21億546万9,000円、2項高額療養費でございますが、1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者等高額介護合算療養費まで、合わせまして2億5,926万4,000円、3項の移送費につきましては、1目一般被保険者移送費と2目退職被保険者等移送費、合わせまして7万円でございます。4項出産育児諸費は、1目出産育児一時金と2目支払手数料、合わせまして1,260万9,000円、5項葬祭諸費は、1目葬祭費325万円、昨年と同額でございます。2款保険給付費は合計23億8,066万2,000円で、前年度と比較いたしますと1億7,682万6,000円の減額でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分は、1目一般被保険者医療給付費分と

2目退職被保険者等医療給付費分、合計で7億797万7,000円でございます。2項後期高齢者支援金等分は、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分と2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、合計で2億1,878万1,000円でございます。3項1目介護納付金分は8,191万6,000円、合計で10億867万4,000円、前年度と比較いたしますと3,041万6,000円の増額となっております。

4款財政安定化基金拠出金は頭出し予算でございます。

5款保健事業費につきましては、1項1目特定健康診査等事業費3,272万7,000円、2項の保健事業費は1目疾病予防費と2目出産費資金貸付費、合わせまして109万3,000円、保健事業費合計が3,382万円、前年度対比61万9,000円の増額でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険支払準備基金積立金は3,000円でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険税還付金から3目還付加算金まで、合計311万円でございます。

8款予備費、1項1目予備費につきましては、500万円で昨年度と同様でございます。

歳出合計が34億6,509万8,000円、前年度と比較いたしますと1億4,172万1,000円、3.93%の減額となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、予算書の315ページをお願いいたします。

議案第23号 令和2年度蟹江町土地取得特別会計予算。

令和2年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,000万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

令和2年3月4日提出。

蟹江町長 横江淳一。

322ページ、323ページをごらんください。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入でございます。予算額が2,000円でございます。内訳といたしまして土地開発基金預金利子でございます。

それから、2項の財産売払収入、1目土地売払収入、内訳といたしまして、土地売払代金として頭出しの1,000円でございます。

2款の繰越金、1項繰越金、1目の繰越金、前年度繰越金として頭出しの1,000円ござ



います。

それから、3款の諸収入でございます。1項土地開発基金借入金、1目土地開発基金借入金、予算額が1億8,000万円でございます。内訳といたしまして土地開発基金の借入金でございます。

それから、2項の諸収入、1目預金利子でございます。予算額が頭出しの1,000円、それから、2目の雑入、予算額が頭出しの1,000円でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出。

324ページ、325ページをごらんください。

1款の土地取得費、1項土地取得費でございます。1目も同様、土地取得費でございます。予算額のほうが一億8,000万3,000円でございます。内訳といたしまして、土地取得事業といたしまして、需用費、土地購入の印紙代金等というところで20万円の金額、それから、役務費で不動産鑑定料として120万円、委託料といたしまして用地測量及び登記委託料等ということで200万円、公有財産購入費といたしまして土地購入費として1億2,660万3,000円、それから、補償補てん賠償金といたしまして、補償金といたしまして5,000万円の計上でございます。

次ページのほうをお願いします。

326ページ、327ページでございます。

2款の土地開発基金費、1項土地開発基金費、1目も同様に土地開発基金費でございます。予算額のほうが2,000円でございます。こちらのほう、土地開発基金の預金利子の積立金でございます。

次ページをお願いいたします。

328ページ、329ページ。

3款の諸支出金、1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、予算額が頭出しの1,000円でございます。土地開発基金の償還金でございます。いずれも前年度と同額の計上でございます。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、ご提案申し上げます。

予算書の331ページをお願いいたします。

議案第24号 令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計予算。

令和2年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億6,425万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年3月4日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和2年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表。

まず、歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料6億4,183万7,000円、前年度と比較いたしますと8,383万4,000円の減額となっております。

2款使用料及び手数料、1項使用料及び手数料、1目事業者指定手数料につきましては、1万円を頭出しさせていただきました。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金4億5,300万3,000円、2項の国庫補助金でございますが、1目調整交付金から4目保険者機能強化推進交付金まで、合わせて9,152万7,000円で、国庫支出金の合計が5億4,453万円、対前年度比3,830万6,000円の減額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金と、2目地域支援事業支援交付金を合わせまして、7億1,284万4,000円でございます。対前年度比5,490万6,000円の減額となっております。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金と2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業・日常生活支援総合事業）と、2目の1目以外の地域支援事業交付金、3目介護施設等整備事業費補助金を合わせました県支出金の合計が4億200万8,000円、前年度比2,251万9,000円の減額でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金預金利子2,000円でございます。

7款繰入金、1項の一般会計繰入金は、1目介護給付費繰入金から5目事務費等繰入金まで、合わせまして4億2,301万6,000円、2項基金繰入金でございますが、1目の介護給付費準備基金繰入金4,000万円、繰入金の合計として4億6,301万6,000円、前年度比503万2,000円増額でございます。

8款繰越金、1項1目繰越金は、頭出し予算でございます。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目過料と2項1目預金利子、3項雑入、1目第三者納付金から3目雑入までは頭出し予算でございます。

歳入合計は27億6,425万4,000円、前年度と比較いたしますと1億9,453万2,000円、6.57%の減額ということになっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費が5,328万2,000円、2項徴収費、1目賦課徴収費が36万5,000円、合計が5,364万7,000円、前年度と比較いたしまして634万円の増額でございます。

2款の保険給付費、1項保険給付費は、1目保険給付費と2目審査支払手数料まで、合わせまして25億493万7,000円、2項1目高額介護サービス等費6,380万円で、合計金額が25億6,873万7,000円、前年度と比較いたしまして2億409万2,000円減額でございます。

3款の地域支援事業費でございますが、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目の介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費合計で6,620万円、2項1目一般介護予防事業費は508万6,000円、3項包括的支援事業・任意事業費は、1目の包括的支援事業費から6目地域ケア会議推進事業費まで5,840万9,000円、4項その他諸費、1目審査支払手数料15万円までを合わせまして1億2,984万5,000円、前年度と比較いたしまして222万1,000円の増額でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は3,000円でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1目第1号被保険者保険料還付加算金と、2目償還金まで1,202万円、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、頭出し予算となっております。

6款1項1目の予備費につきましても、頭出し予算でございます。

歳出合計が27億6,425万4,000円、前年度と比較いたしまして1億9,453万2,000円、6.57%の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

ご提案申し上げます。

予算書371ページをお願いいたします。

議案第25号 令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算。

令和2年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,232万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。  
令和2年3月4日提出。

蟹江町長 横江淳一。

372ページをごらんください。

歳入でございます。

歳入。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、本年度予算額、頭出しの1,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目使用料、本年度予算額420万1,000円でございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額811万6,000円でございます。

第4款繰越金1,000円、第5款の諸収入2,000円、これにつきましては、それぞれ頭出しでございます。

よって、歳入合計は1,232万1,000円とさせていただきました。

次に、373ページをごらんください。

歳出でございます。

歳出。

第1款総務費、第1項施設管理費、歳出合計は1,232万1,000円でございます。

続きまして、381ページをごらんください。

これにつきましては、10節需用費から27節繰出金までで成り立っております。各項目の主なものといたしましては、まず、10節需用費の電気料228万円でございます。それから、11節役務費の汚泥抜き取り手数料140万3,000円でございます。12節委託料といたしましては、処理施設の維持管理業務委託で、369万6,000円でございます。14節の工事請負費は、下水道管維持修繕工事と蟹江南クリーンセンター内機器整備修繕工事を含めまして443万5,000円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

予算書の383ページをお願いいたします。

議案第26号 令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。

令和2年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,195万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年3月4日提出。

蟹江町長 横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和2年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、第1項1目後期高齢者医療保険料は4億4,538万5,000円、前年度と比較いたしますと238万5,000円の減額となっております。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険基盤安定拠出金6,493万3,000円、前年度と対比いたしますと711万3,000円の増額でございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目事務手数料は、頭出し予算となっております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金は、1目療養給付費繰入金から3目事務費繰入金まで、合わせまして4億58万2,000円、前年度対比1,410万9,000円の増額でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目還付加算金、合わせまして5万1,000円、2項1目預金利子と3項1目雑入は頭出し予算となっております。

6款繰越金、1項1目繰越金は100万1,000円でございます。

歳入合計は9億1,195万5,000円、前年度と比較いたしますと1,883万7,000円、2.11%の増額となっております。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費900万3,000円、2項徴収費、1目賦課徴収費が31万5,000円、合計で931万8,000円、前年度と比較いたしまして3万7,000円の減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は9億158万4,000円、前年度と比較いたしまして1,887万4,000円増額でございます。

3款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金、1目還付加算金と2目償還金

で105万1,000円、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、頭出し予算となっております。

4款1項1目予備費につきましても、頭出しの予算となっております。

歳出合計9億1,195万5,000円、前年度と比較いたしまして1,883万7,000円、2.11%の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

ご提案申し上げます。

それでは、別冊でございますが、蟹江町水道事業会計予算書1ページをごらんください。

議案第27号 令和2年度蟹江町水道事業会計予算。

総則。

第1条 令和2年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総配水量といたしまして430万3,000立米、(2) 1日平均配水量といたしまして1万1,789立米、(3) 有収水量といたしまして398万7,000立米、(4) 有収率といたしましては92.7%を上げさせていただきました。(5) 給水加入件数1万4,007件、(6) 給水人口3万6,500人、(7) 主な建設改良事業につきましては、配水管施設工事費から固定資産取得費までの総額で3億4,789万6,000円となります。

収益的収入及び支出でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部でございます。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で、7億6,653万2,000円でございます。

支出の部でございます。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億6,508万6,000円でございます。

1ページはねていただきまして、2ページをごらんください。

第1項水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億6,000万8,600円でございます。すみません、今、間違えました。申し訳ございません。2回読んだ感じで。

1ページはねていただいて、2ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億7,141万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億2,966万3,000

円、減債積立金453万1,000円、建設改良積立金2億626万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,096万4,000円で補てんするものとする。

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項の工事負担金と第2項の固定資産売却代金で2,530万2,000円。

支出といたしましては、第1款資本的支出、第1項の建設改良費から第3項の予備費の合計3億9,672万円でございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 6条に定める経費を除き、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,975万3,000円、(2) 交際費1万円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第7条 たな卸資産の購入限度額は、983万8,000円と定める。

令和2年3月4日提出。

蟹江町長 横江淳一。

3ページの令和2年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から、23ページの令和2年度資本的収支と補てん財源明細書につきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

24ページの令和2年度予算実施計画明細につきましては、別添のA3の資料のほうで説明をさせていただきます。

別添A3資料の令和2年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をごらんください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のその他営業収益までの合計7億2,626万6,000円、第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から5目の雑収入までの合計4,026万4,000円を計上させていただき、第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。本年度予定額の合計といたしましては7億6,653万2,000円、前年度予算額は7億7,003万5,000円で、比較いたしますと350万3,000円の減でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款水道事業費用、科目、第1項の営業費用につきましては、1目原水及び浄水費から

7目のその他営業費用までの合計7億4,451万6,000円、第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から3目の雑支出の合計で1,556万8,000円、第3項の特別損失の合計で2,000円でございます。第4項予備費、1目の予備費については、500万円を計上させていただき、本年度予定額といたしましては7億6,508万6,000円、前年度予定額は7億6,577万7,000円で、比較いたしますと69万1,000円の減でございます。

次、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入、第1項工事負担金、1目工事負担金につきましては2,530万1,000円、第2項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金といたしましては1,000円、合計で2,530万2,000円でございます。前年度予定額は6,492万3,000円で、比較いたしますと3,962万1,000円の減でございます。

続きまして、支出の部でございます。

裏面をお願いいたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費は、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計3億9,188万9,000円、第2項の企業債償還金、1目企業債償還金は453万1,000円、第3項の予備費、1目予備費につきましては30万円、合計といたしましては3億9,672万円でございます。前年度予算額は3億3,887万2,000円で、比較いたしますと5,784万8,000円の増でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額3億7,141万8,000円につきましては、先ほど4条の資本的収入及び支出でご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

引き続きまして、ご提案申し上げます。

別添の蟹江町下水道事業会計予算書及び予算説明書の1ページをごらんください。

議案第28号 令和2年度蟹江町下水道事業会計予算。

総則。

第1条 令和2年度蟹江町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間排出量といたしましては161万立米、(2) 1日平均排出量といたしましては4,410立米、(3) 年間有収水量といたしましては145万6,000立米、(4) 有収率といたしましては90.46%、(5) 接続戸数といたしましては4,384件、マンションも接続戸数1件となっております。(6) 水洗化人口は1万4,385人でございます。(7) 主な建設改良費事業といたしましては、公共下水道管渠布設工事6億3,781万7,000円、公共汚水ます設置工事



2,500万円、宅内ポンプ設置工事2,000万円とさせていただきました。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部でございます。

第1款下水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で6億3,742万8,000円でございます。

支出でございます。

第1款下水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計5億1,683万6,000円でございます。

資本的収入及び支出。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億2,059万2,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額901万9,000円及び引継金9,157万3,000円で補てんするものとする。

収入でございます。

資本的収入につきまして、第1項の企業債から第5項の一般会計補助金までの合計8億6,685万円でございます。

1ページをめくって、2ページをごらんください。

支出でございます。

第1款資本的支出につきましては、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計9億8,744万2,000円でございます。

企業債でございます。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業の限度額3億2,910万円と流域下水道事業の限度額2,150万円でございます。起債の方法といたしましては、証書借入でございます。なお、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

一時借入金でございます。

第6条 一時借入金の限度額は10億円と定める。

これは、地方公営企業法第24条及び地方公営企業法施行令第17条に基づき明記するものであり、赤字予算の調製は許されないものと解されておりますが、誠にやむを得ない事情により赤字予算を調製せざるを得ない場合に、速やかに赤字解消計画を立てる目的のものでございます。現在は、運用する予定はございません。

続きまして、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費でございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

これは、(1) 職員給与費5,460万2,000円でございます。

続きまして、他会計からの補助金でございます。

第9条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4億5,358万1,000円である。

令和2年3月4日提出。

蟹江町長 横江淳一。

続きまして、3ページの令和2年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画から19ページの注記につきましては、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

21ページの令和2年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画明細書につきましては、A3の別添の資料で説明をさせていただきます。

令和2年度蟹江町下水道事業会計予算額一覧表をごらんください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部でございます。

第1款下水道事業収益、科目、第1項営業収益につきましては、1目の下水道使用料と2目のその他営業収益の合計2億1,800万円、第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から7目の雑収益までの合計4億1,942万6,000円を計上させていただき、第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益の合計で2,000円を計上させていただきました。本年度予定額の合計といたしましては、6億3,742万8,000円でございます。前年度は6億53万3,000円で、比較いたしますと3,689万5,000円の増でございます。

続きまして、支出の部でございます。

第1款下水道事業費用、科目、第1項の営業費用につきましては、1目の管渠費から4目の減価償却費までの合計で4億4,752万円、それから、第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から4目の雑支出の合計で6,921万4,000円、第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目過年度損益修正損の合計で2,000円でございます。第4項予備費につきましては、1目予備費として10万円を計上させていただきました。本年度予定額といたしましては、5億1,683万6,000円でございます。前年度は4億9,868万9,000円、比較いたしますと1,814万7,000円の増でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入につきましては、第1項の企業債、1目でございます。下水道事業債の3億5,060万円、第2項負担金及び分担金、1目負担金及び分担金は、受益者負担金及び区域外流入分担金の2,844万9,000円でございます。第3項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金といたしましては、1,000円でございます。第4項国庫補助金、1目国庫補助金、下水道管渠等の整備に係る国庫補助金3億2,350万円でございます。第6項一般会計補助金、1目一般会計補助金1億6,430万円でございます。本年度予定額の合計といたしましては、8億6,685万円でございます。前年度は6億138万円、比較いたしますと、2億6,547万円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

支出の部でございます。

第1款資本的支出、科目、第1項建設改良費は、1目の公共下水道事業費の8億5,112万7,000円で、下水道管渠等の建設改良に要する費用でございます。第2項の企業債償還金、1目企業債償還金は1億3,621万5,000円、これは、企業債償還金元金でございます。第3項の予備費、1目予備費につきましては、10万円とさせていただきました。合計といたしまして9億8,744万2,000円で、前年度が7億322万4,000円、比較いたしますと2億8,421万8,000円の増でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,059万2,000円につきましては、先ほど第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第28号までの8議案は、来る3月10日に審議、採択をお願いすることとし、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第28号までの8議案は、精読とされ、3月10日で審議、採決をお願いすることになりました。

また、先ほど中村議員から資料請求がありましたので、該当される議員及び担当部課長は、確認の上、資料を明日5日木曜日、正午までに議会事務局へ提出して下さるようお願いいたします。

お諮りいたします。

精読になっておりました選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」、議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、5案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第36 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区環境事務組合議会議員に吉田正昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました吉田正昭君を、海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました吉田正昭君が、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました吉田正昭君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 安藤洋一君

追加日程第37 同意第1号「蟹江町監査委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第38 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第39 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第40 議案第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後3時08分)